諸届提出上のご注意

「休会届」「変更届」「退会届」の届出書類は

- ※毎月 1日~15日の午後3:00までの受付となります。
- ※毎月16日以降の諸届受付は致しませんのでご了承下さい。
- <u>※各書届には認印が必要です。(</u>認印で結構です。)
- ※各諸届申込みはお電話の受付はできません。
- ※フロントにて手続きをお願いいたします。

諸手続き期限は、利用者規約第8条2項に定められた通りとなりますが、諸手続き受付終了の15日が休日(施設休館日)の場合は、翌営業日の午後3時00分が諸届受付期日終了日となります。定期休館(4~5日の休館)がこれに重なった場合は定期休館後の第1営業日の午後3時00分が諸届受付期日終了日となります。また、上記以外の理由による変更がある場合は、事前に館内掲示などでお知らせ致します。

- 注1) 休会中の会費は、1ヵ月1,100円の費用をお支払い頂きます。
- 注2) 休会継続の手続きがない場合は、自動的に会員復旧し通常の会費引き落としとなります。
- 注3) 休会申請は申請該当初月の1日から休会終了月の末日での申請となります。
- 注4) 休会届は、1回の手続きで最大3ヶ月の申請ができます。
- 例1) 7·8·9月の3ヶ月間休会される場合。6月15日の午後3時00分までに休会届用紙に記名・捺印・ 必要事項を記入の上、ご提出願います。
- 例2) 8月より、いつでもコースから平日昼コースへ変更される場合、7月15日午後3:00まで に変更届を記名・捺印・必要事項記入の上、ご提出願います。

注5)「16日以降、コース変更時のご注意」

- ※登録コースの変更の際、変更差額が発生する場合は、差額分をお支払い頂きます。 減額のコース差額分は返金できません。 ※コース差額分は、口座引落確認後 に納入頂きます。
- 例3) 7月末で退会される場合。7月15日午後3時00分までに退会届用紙に記名・捺印・必要事項記入 の上、ご提出願います。

7月1日 7月15日 15:00 7月31日 7月末分の 8月1日 「休会届」「変更届」 16日以降の諸手続き 「退会届」手続き (注5 参照願います) 受付は出来ません。 8月末分 諸届受付は 諸届け 毎月1日~15日の 8月1日以降の 受付開始 手続きとなります 午後3:00まで